

**商法 採点基準**

問題1 15点

Aが提起する株式交換無効確認訴訟（会社法828条1項11号）の指摘と、Aへの招集通知を懈怠したことが無効原因となりうるかの検討に、基本的な配点を与える。なお、本問でのAの無効主張が認められるか否かの結論自体は、どちらの立場を採っても構わない。

前者では期間制限や原告適格などの訴訟要件についても触れることを求める。後者では法定の株式交換無効原因が存在しないことに触れることを求める。

問題2 10点

株式買取価格について、その算定基準時と具体的な価格の算定方法について、最高裁決定（最決平成23年4月19日民集65巻3号1311頁など）を前提として述べることを求める。

価格算定の具体的な方法について触れていれば追加で加点を与える。